

別紙3

地番図及び公図データ作成業務について

東員町統合型地理情報システム構築運用業務で新システムにセットアップする地番図及び公図データについて、導入後に年次更新を行うため想定される作業内容は以下のとおりとする。

本業務については、システム稼働期間中、年度毎に別途発注することを想定しているが、円滑なデータ更新とシステム搭載を図るため、本業務もプロポーザルの評価対象とする。

1 要旨

本業務は、分筆・合筆等の表示登記に係る異動について、法務局より通知される登記申請書副本や登記済み通知書等の資料を用いて、データ更新を行うものとする。

2 準拠する法令

本業務は、すべて本特記仕様書によるほか、次の法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 不動産登記法
- (3) 国土調査法
- (4) 固定資産評価基準
- (5) 測量法
- (6) 地番現況図・家屋現況図基準マニュアル（資産評価システム研究センター）
- (7) 固定資産現況調査標準仕様書（資産評価システム研究センター）
- (8) 東員町個人情報保護条例（平成15年 条例第23号）
- (9) 東員町個人情報保護条例施行規則（平成16年 規則第1号）
- (10) 東員町財務規則（昭和63年 規則第11号）
- (11) その他の関係法令・規則・通達等

3 貸与資料

- (1) 土地課税マスタデータ（1月1日時点）
- (2) 土地登記済通知書（毎月）
- (3) 地籍測量図（Sima形式）
- (4) 公図（XML形式）
- (5) 現況地番図データ（1月時点）
- (6) 三重県写真地図データ
- (7) 三重県共有デジタル地図データ

4 業務概要

- (1) 資料収集整理

1式

(2) 地籍データ取込	1式
(3) 地番図素図編集	1100筆
(4) 地番図入力	1100筆
(5) 地番図データと土地課税台帳マスタとの結合処理	1式
(6) 町有地異動データ出力	1式
(7) 地番図出力・製本	1冊 (68面)
(8) 公図データ更新	1式

5 資料収集整理

資料収集整理は、委託者より貸与された資料等の確認を行い、後続作業に支障ないように整理するものとする。

貸与資料における電子データの授受については、基本地方公共団体情報システム機構（J-LIS）においてLGWAN-ASPサービスとして登録・接続されているサービスの提供で実施できるものを基本とするが、紙媒体等難しい場合は、十分にセキュリティ管理を行い取り扱うものとする。

6 地籍データ取込

貸与する地積測量図データの作成時点及び内容をよく検証し、後続作業にて利用できるようにGIS編集装置にデータ取込を行うものとする。

7 地番図素図編集

地番図素図編集は、委託者より貸与する土地登記済通知書に基づき、次の事項を記載した地番図素図を作成するものとする。

- (1) 筆界及び地番
- (2) 行政界、大字界、小字界
- (3) 道路の現況線
- (4) 大字名、小字名
- (5) 主要な道路、河川、主要な施設などの名称

8 地番図入力

地番図入力は、前条にて作成した地番編集素図を基にGIS編集装置を利用して入力を行うものとする。

- (1) 入力の際は、筆界・字界・町丁目界・道路界など所定の項目ごとにレイヤ区分を行い、筆界においては一筆単位の面データとして入力を行うものとする。
- (2) 前年度の土地課税との結合処理による不一致の修正も含むものとする。

9 地番図データと土地課税台帳マスタとの結合処理

年度更新された土地課税台帳マスタデータとの結合を行い、不一致となる土地（筆）については下記の項目で整理し、地番不一致調書として取りまとめるものとする。

- (1) 重複地番

- (2) 無地帯（非課税地を除く）
- (3) 土地が地番図上にあるが土地課税台帳にないもの
- (4) 土地が地番図上にないが土地課税台帳にあるもの

10 町有地異動データの出力

町資産台帳データ更新のため、町有地の異動状況が把握できるデータを出力する。

11 地番図の出力

地番図については、窓口案内用としてA2カラー普通紙による出力及び観音開き製本を1部出力する。

12 公図データ更新

公図は、法務局から提供される最新の公図データ（XML形式）をデータ変換し、公図デジタル化を行う。また、変換した公図デジタルデータは、隣接字図各ファイル間の縮尺設定、配置及び方位の調整を行う。

13 成果品納期

システム搭載データ更新計画（資料3）のとおり、本町統合型地理情報システムに搭載するデータを納品すること。